

総 税 市 第 96 号
令和 8 年 8 月 20 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税制度における募集適正基準の遵守の徹底について

ふるさと納税は、お世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であり、寄附者の自発的な意思により寄附先が選択されることが重要です。

そのため、ふるさと納税指定制度下においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号の「寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」として、平成31年総務省告示第179号第2条（以下「募集適正基準」という。）を定めており、同条第1号ニにおいて適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないことを求めています。また、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」（令和8年4月1日付け総税市第33号。以下「Q&A」という。）別紙1問5に、その具体例を記載しているところです。

一方で、返礼品等を掲載する一部ポータルサイトにおいては、「コスパ」、「特別寄附額」、「特別規格」、「家計応援」、「物価高応援」など、通常よりも必要寄附金額が割安であると寄附者に認識させる表現を用いた事例が散見されており、これらは募集適正基準に違反するおそれが高いと考えています。また、将来的な必要寄附金額の引上げを予告して募集を行うことも同様です。

「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」に該当するか否かは、単に特定の文言を用いているかではなく、地方団体が募集に際し用いている表現全体を総合的に勘案して判断するものであり、Q&A別紙1問5に例示されている表現を用いなければ、募集適正基準違反とはならないという趣旨ではありません。

また、ふるさと納税に係る外部事業者がポータルサイト上で「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」を行った場合であっても、指定取消の対象となるのは当該地方団体です。

そのため、各地方団体においては、本通知を踏まえ、ポータルサイト等において、必要寄附金額が割安であると寄附者に認識させる表現となっていないか等について改めて確認するとともに、該当する表現については速やかに掲載を取り止める等、適切な管理を徹底するようお願いいたします。なお、各地方団体における取組状況を踏まえ、今後、調査を行うことを検討することとしています。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。